

静岡県営都市公園経営基本構想

2024 改訂案

令和6年（2024年） 月

静岡県

（交通基盤部公園緑地課）

I はじめに

1 県営都市公園を取り巻く環境の変化

(1) 働き方など暮らしの変化

「働き方改革」として、ワークライフバランスなど重視する取り組みが進んでいた中、令和2年以降のコロナウイルス感染症の拡大を受け、在宅や勤務先以外での勤務や通勤時間の削減など暮らしに変化が生じ、公園利用の可能性も広がった。

(2) 燃料費など物価や人件費の高騰

令和4年度以降、ウクライナ情勢等による原材料価格の上昇や急激な円安による物価高騰・物流停滞の状況下で、建設工事等や維持管理業務に影響があり、公園の施設運営に厳しい情勢となっている。

(3) 気象の変化

令和4年3月静岡地方気象台「静岡県の気候変動」（気象庁ホームページ）によると、これからの気候変動は、静岡県の21世紀末予測（21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約2℃上昇するパリ協定の2℃目標が達成された場合の予測）では、年平均気温が約1.3℃上昇、猛暑日が約3日増加とされ、更に気温上昇が高くなった場合には、豪雨の発生が増える・雨の降らない日が増えるなどの変化も予測される。猛暑や地域的な豪雨等の気象の変化により、日々の生活や動植物へも影響が生じている。

参考：冬日・熱帯夜・真夏日・猛暑日の日数

単位：日

地点名	日最低気温が 0℃未満 (冬日) の日数			日最低気温が 25℃以上 (熱帯夜) の日数			日最高気温が 30℃以上 (真夏日) の日数			日最高気温が 35℃以上 (猛暑日) の日数		
	令和4年	令和3年	平 年	令和4年	令和3年	平 年	令和4年	令和3年	平 年	令和4年	令和3年	平 年
静 岡	17	10	15.2	22	19	17.4	70	49	53.7	5	2	3.9
浜 松	14	10	9.7	27	18	23.3	73	57	59.3	4	7	4.8
御前崎	7	7	7.2	34	22	19.8	38	30	26.5	0	0	0.2
三 島	39	20	32.0	21	12	15.2	75	56	59.6	2	1	2.8
綱 代	0	0	1.6	21	13	16.5	46	28	39.0	2	0	1.8

※ 平年値は、1991年(平成3年) から2020年(令和2年) の観測値による。

出典：静岡地方気象台HP「静岡県の気象概況<2022(令和4年)年報>」(2023年(令和5年)2月1日掲載)

2 「静岡県営都市公園経営基本構想」の対象とする県営都市公園

静岡県では、全県レベルの大規模公園は、県が主体となった整備を進め、地域レベルの都市基幹公園は、県と市との協力により整備を進め、これら以外の住区基幹公園などは、市町村が主体となった整備を行うと位置づけており、地域バランスや施設の設置状況等に配慮しつつ、国民体育大会や国際園芸博覧会などの大規模イベント等の開催を踏まえて、7つの県営都市公園を設置してきた。なお、本構想の対象である県営都市公園は、次のとおりである。

公園名	所在地	開設面積	供用開始	都市計画決定種別
静岡県草薙総合運動場	静岡市駿河区	26.4 ha	S 38.4.16	運動公園
遠州灘海浜公園(中田島北地区)	浜松市南区	20.3 ha	S 63.10.9	広域公園
愛鷹広域公園	沼津市	19.4 ha	H 1.7.16	運動公園
静岡県富士山こどもの国	富士市	94.5 ha	H 11.4.26	広域公園
小笠山総合運動公園	袋井市、掛川市	269.7 ha	H 13.5.10	広域公園
吉田公園	吉田町	14.3 ha	H 13.8.1	総合公園
浜名湖ガーデンパーク	浜松市西区	56.0 ha	H 17.6.5	広域公園

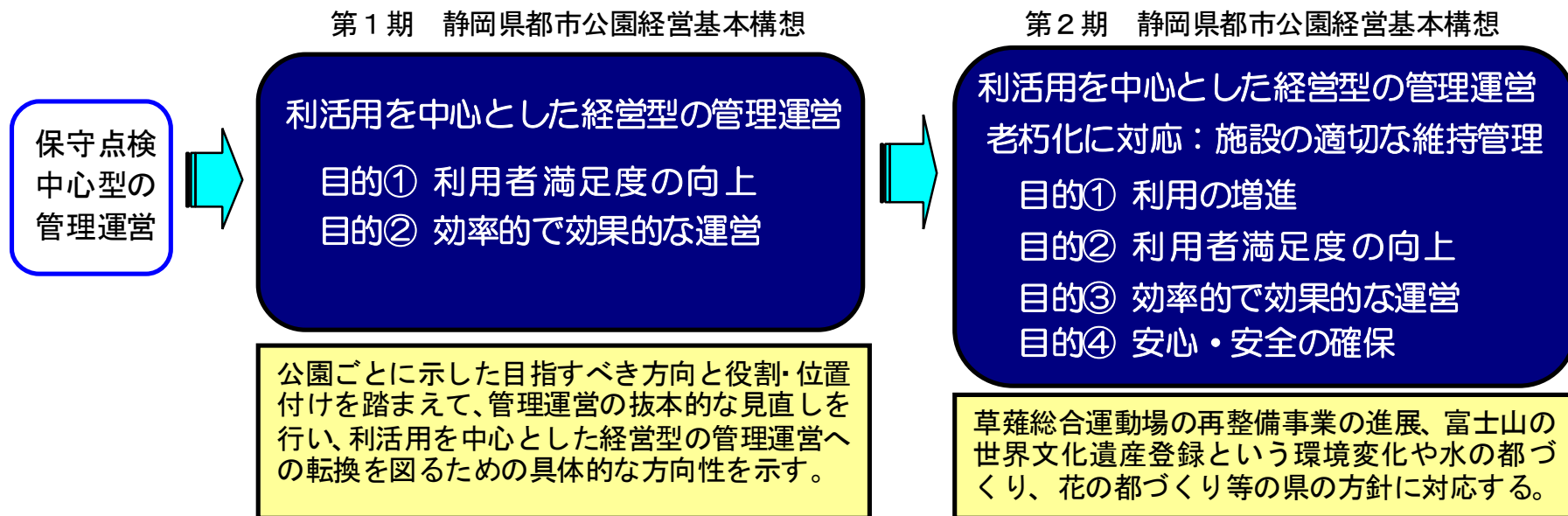
参考: 都市公園の種類(国営公園、緩衝緑地等を除く。) …広域公園、都市基幹公園(一部)を県で整備している。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。

II これまでの「県営都市公園経営基本構想」

1 概要説明

静岡県では、県営都市公園の効果的、効率的な運営を行うため、「県営都市公園経営基本構想」（以下、「基本構想」という。）及びその下位計画である「県営都市公園経営基本計画」（以下、「基本計画」という。）に従って、県営都市公園の運営を行ってきた。平成15年3月に策定した第1期基本構想は、既の実現した事項や、新たな課題、公園を取り巻いている環境の変化に対応するため、平成26年7月に見直しを行い、第2期基本構想を改訂した。

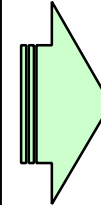


「基本計画」は、「基本構想」を実現していくための行動計画として、公園ごとに経営努力目標と具体的な戦略及び経営型の管理運営への転換を図るための推進方策を具体的に示すものである。

第1期（H15～H20）、第2期（H21～H25）の期間中に、指定管理者の導入、外部評価制度の確立、利用料金制の導入を実施した。続く、第3期（H26～H30）、第4期（H31（R1）～R5）では、「戦略展開と具体的施策」を「パークマネジメントカルテ」の「戦略」、「機能」、「戦術」に記載し、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）によるマネジメントサイクルの実施により、計画の進行管理を行ってきた。現在の計画期間がR6年3月までのため、次の第5期（R6～R10）基本計画を定めるにあたり、基本計画の前提となる基本構想も、前回改訂から10年が経過しているため見直しを行う。

2 これまでの基本構想における施策の概要と取り組み

目的達成に向けた方向性		提 言 内 容
利用者満足度の向上方策	利用者ニーズの把握	○地元団体や利用団体等を中心とした協働体制の創設 ○定期的な利用者アンケートの実施
	民間活力の導入	○イベント企画や営業・広報運営への民間取り組みの導入 ○経営マネジメント能力を保有する組織力や人材の活用 ○イベント企画等におけるアイデア収集の実行
	多彩で魅力的なプログラムの提供	○スポーツ振興や健康増進、働き方改革に寄与する公園利用プログラムの提供と外部イベントの誘致 ○自然環境の学習体制の充実と活用プログラムの提供 ○散策等、自然を楽しむグリーンインフラ(緑地空間)の提供
	協働の推進	○地元をはじめとした NPO、ボランティアによる公園運営への参加システムの構築 ○アダプト・プログラム(地域の皆様に公園に愛着を持っていただき、施設の美化活動に取り組んでいただく活動を公園管理者等がサポートするプログラム)の活用
	外部評価制度の導入	○外部評価委員会による公園経営に関するアドバイス
効率的で効果的な運営方策	経営努力目標の設定	○各公園の特徴に合わせた経営努力目標(利用率、利用者数、コスト削減目標等)設定と目標水準の達成事項に基づく年次計画の策定
	利用料金制の導入	○利用料金制度(※)導入によるインセンティブの付与
	運営財源の確保	○ネーミングライツなど導入検討 ○駐車場の有料化の検討
	P F I の活用等	○PFI 等導入による時代の要請に応じた、新たな施設設備等の検討



これまでの取り組み
※公園でボランティアや地域の利用団体との意見交換 ※アンケート実施中
7公園全て指定管理者制度導入済
※実施中
※実施中
毎年度、外部評価委員会で評価
経営努力目標を設定、管理中
7公園全て利用料金制度導入済
H28～H30に3施設で募集したが応募なし ⇒ 以後、検討中
※エコミュージアム、キッチンカー活用

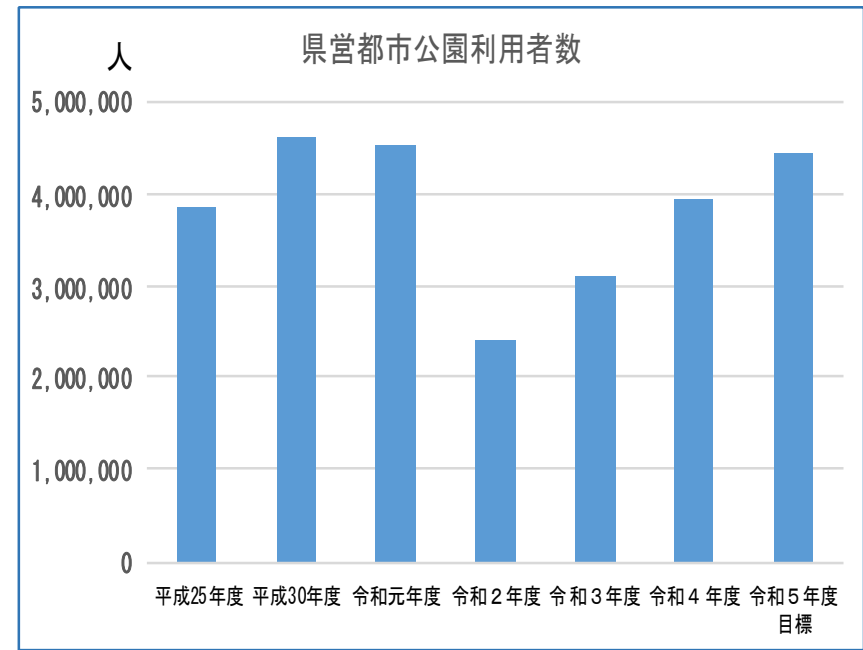
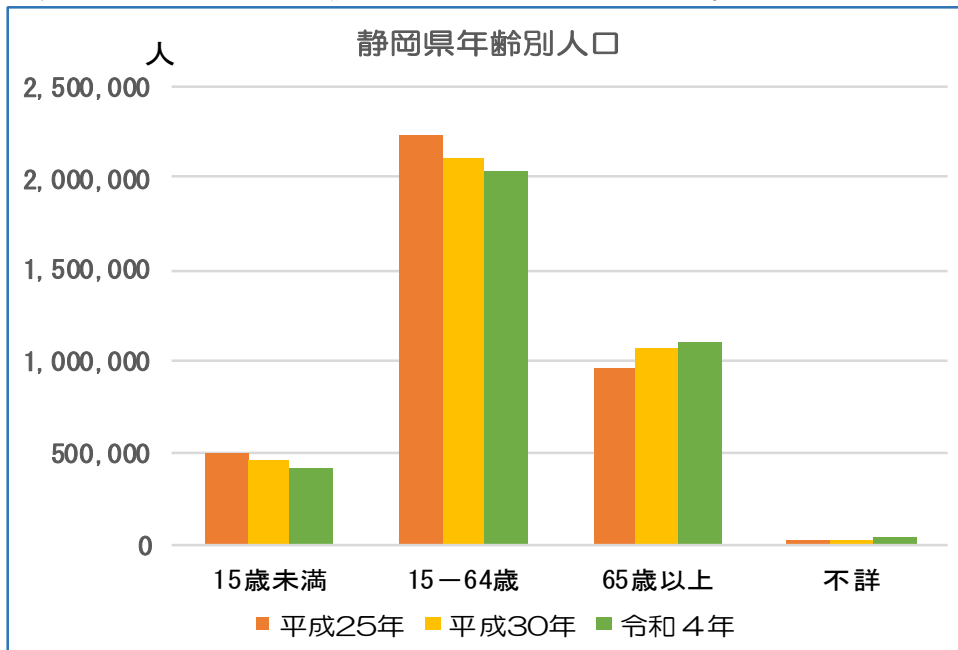
※は、指定管理者において実施中

3 基本構想に取り組んできた期間の公園利用者数の状況について

第2期基本構想改訂時期の平成25年と、第4期基本計画を改訂した平成30年、直近の令和4年の静岡県年齢別人口の推移では、15歳未満が約15%減少し、65歳以上は約14%増加している。総数では4.6%の減小である。

なお、県営公園の利用者数は、平成25年度から平成30年度で約70万人増加し、翌年度の令和元年度も含め、令和5年度の目標値を超過したが、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和2年度は大きく減少したが、その後令和4年度にかけて徐々に回復し、平成25年度当時と同水準まで回復した状況である。

この状況から、静岡県人口は減少しているが、公園利用者数は増加や減小の変動後に平成25年度と同水準になっており、公園利用のニーズは持続しているものと想定する。



	15歳未満	15-64歳	65歳以上	不詳	総数
平成25年	494,876	2,237,022	962,296	21,707	3,715,901
平成30年	455,330	2,102,517	1,072,688	25,952	3,656,487
令和4年	416,965	2,034,528	1,091,752	38,949	3,582,194
R4/H25 (%)	84.26	90.95	113.45	179.43	96.40

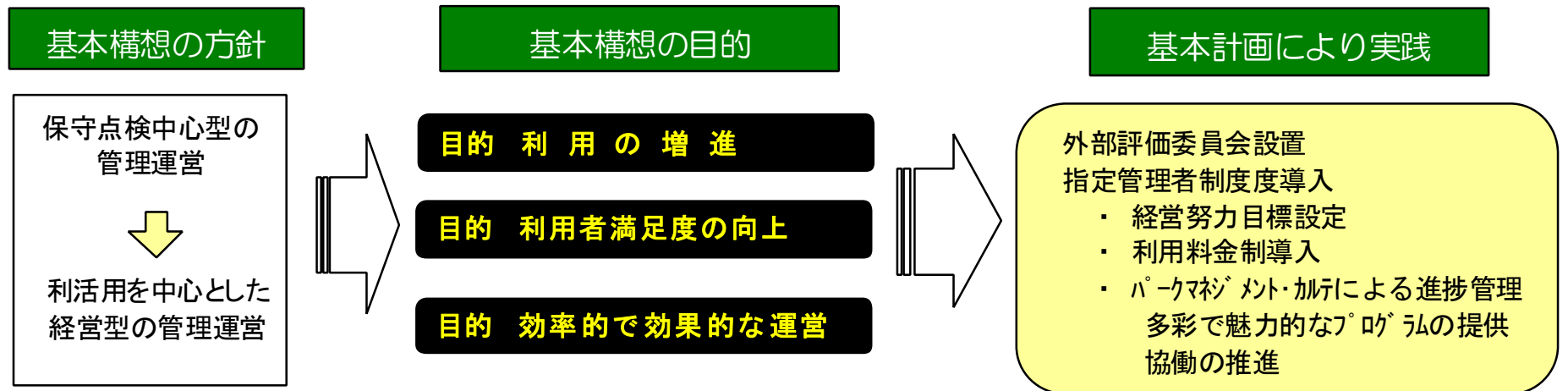
	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度目標
総数	3,848,957	4,587,769	4,505,027	2,425,881	3,090,112	3,942,567	4,449,000

4 基本計画の現状分析

指定管理者制度の導入による成果として、経営基本構想の目的である「利用者満足度の向上」、「効率的で効果的な運営」については、指定管理者制度への移行により、利用者数の増加、利用者満足度の向上が図られたと同時に、公園の管理経費を大幅に抑制している。

経営努力目標となっている「年間利用者数」についても、利用者数が大幅に増加しており、また、外部評価委員による各公園の外部評価結果でも、数年来、全公園でA（十分満足できる）と評価されている。

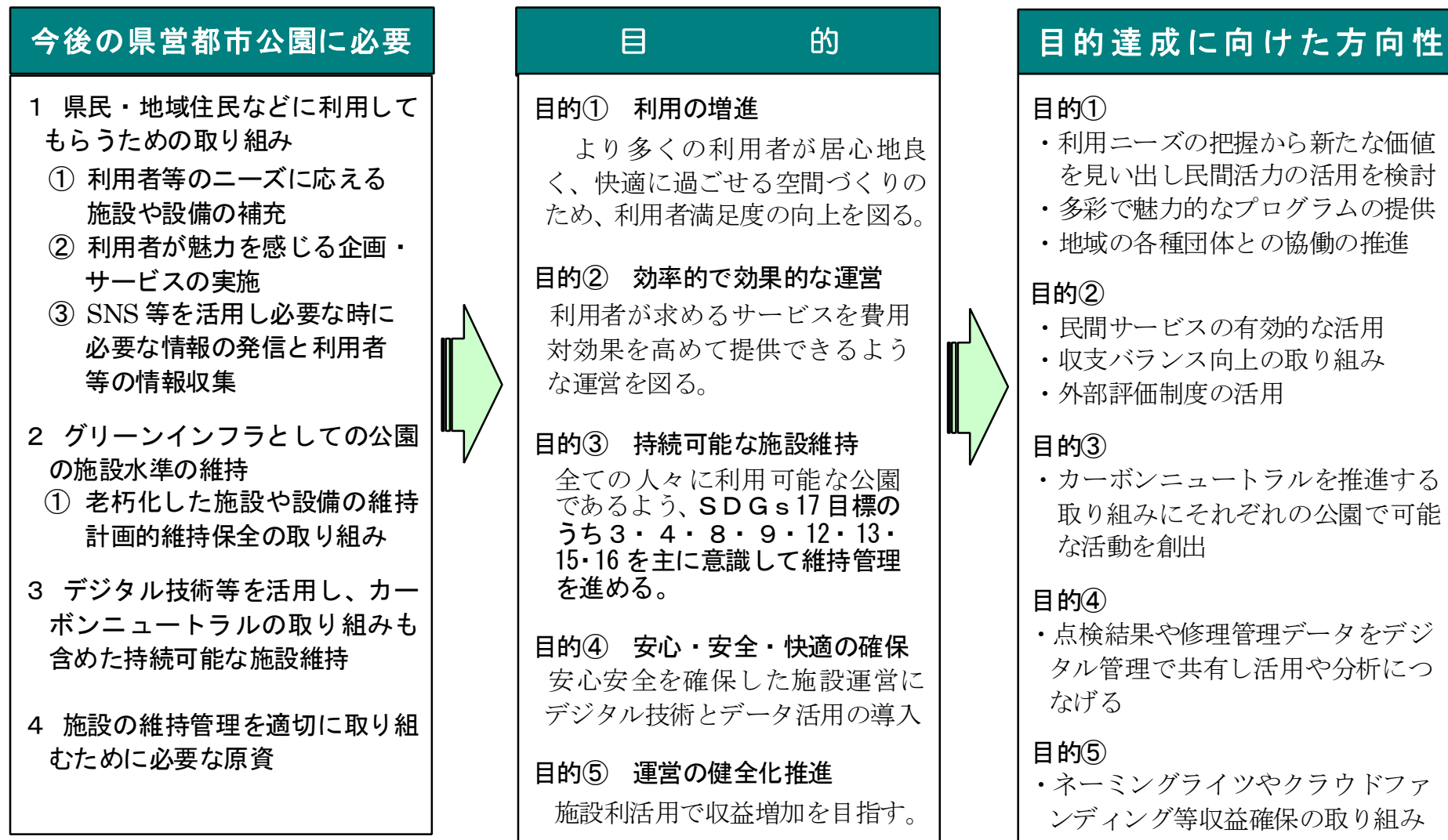
基本構想で目指していた「利用者満足度の向上」、「効率的で効果的な運営」を目的とする「利活用を中心とした経営型の管理運営への転換」は、指定管理者制度の導入により、大きく進展した。



成果	指定管理者制度導入前の状況		前回 基本構想見直し時期の状況		近年の状況	
	年度	数値	年度	数値	年度	数値
・利用者満足度	平成 17 年度	3.80	平成 25 年度	4.24 (0.44↑)	令和 4 年度	4.42 (0.18↑)
・利用者数	平成 17 年度	270 万人	平成 24 年度	380 万人 (110 万↑)	令和 4 年度	394 万人 (14 万↑)
・管理経費(6 公園)	平成 16 年度	1,659 百万円	平成 24 年度	1,368 百万円	令和 4 年度	1,575 百万円 (207 百↑)
・管理経費(浜名湖 GP)	平成 21 年度 (H17 年度=2005 年度)	344 百万円	平成 24 年度 (H24 年度=2012 年度 消費税 10%換算)	256 百万円	令和 4 年度 (R 4 年度=2022 年度 消費税 10%)	369 百万円 (13 百↑)

Ⅲ 今回の基本構想の見直しポイント

つかわれいきるこうえんに
「使われ活きる公園に」～人中心のまちづくり・公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、価値を高める～



IV 基本構想

基本構想について、各公園の「設置の目的」は継続的に取り組むものとする。

なお、公園を取り巻く環境の変化や新たな課題などに着目し、目的の捉え方や目的達成の方向性に、新しい考え方を加味して各公園の基本計画を実施するにあたり、引き続き、指定管理者制度を活用し管理運営を推進する。

1 基本構想の目的や目的達成に向けた取り組み

利用の増進

施設の運営において、暮らしの変化も考慮し、公園利用者の多様化する利用ニーズの把握に努め、提供するサービスに活せる取り組みを実施する。

効率的で効果的な運営

利用者に提供するサービスは、新しく取り組むものと合わせて、ニーズが少ないサービスは一旦休止するなど、管理経費の抑制と合わせて取り組み、効果的な運営に取り組む。継続するサービスも、運営側の業務負担を減らせるか、より人的サービスが充実できるかなど検討し、可能な取り組みを進める。

持続可能な施設の維持管理

各公園は、設置から20年から48年を経ており、各施設や設備の老朽化に伴い、修繕工事が増加している。県では公園利用者の安全性確保及び改築・更新などのコスト縮減や平準化を目的に「公園施設中期維持保全計画」を策定し、令和5年度から施設の適切な維持管理・更新を実施しているなかで、電力省力化やカーボンニュートラルの視点も工事に取り組むとともに、指定管理者も、日々の施設管理で修繕等が必要な場合は速やかな対応や県の施工に協力をする。

安全・安心・快適の確保

公園の利活用を図ることや利用の増進には、利用者が安心して快適に利用できる公園でなければならないが、猛暑や豪雨などの影響も踏まえて、休憩場所など施設の維持管理や、デジタル技術を活用し保守点検のデータ管理などに取り組み、安全・安心・快適な施設利用環境を利用者に提供していく。

運営の健全化推進

新たな施設の利活用や、地域の団体及び企業との協働の取り組みで、維持経費削減や収益増に繋がるような運営を進める。

2 公園ごとの設置目的、目指すべき方向

県営都市公園は一定規模以上の規模であり、都市における「憩いの場」として、自然環境の保全、スポーツに親しみを持つ機会の創出、レクリエーションや自然とのふれあいの場の提供、潤いのある都市景観の形成、防災機能の向上など様々な機能を有している。

現在の7か所の県営都市公園は、それぞれ特色を有しており、平成26年7月に策定した基本構想においては、公園ごとに設置目的を確認したうえで、県営都市公園としての目指すべき方向、公園の役割・位置付けを明確にしている。

各公園の設置目的は、施設や公園周辺で大きな変動等がないことを受けて、特に変更せず継続とする。

なお、県としては、各公園の役割、位置づけを主軸に、各公園の中長期維持保全の修繕計画による施設の長寿命化や安全性の確保を目指すこと、県のデジタル関連の取り組み及び多様化する暮らしのニーズを考えた運営を指定管理者とともに取り組み、公園利用者のウェルビーイングを支援する。

都市公園名 (都市計画決定の種別)	公園の設置目的	役割、位置づけ
静岡県草薙総合運動場 (運動公園)	県中部地域のスポーツの拠点となるとともに、その立地、歴史を踏まえ、全県レベルの利用も視野に入れ、地域や利用者が交流できる場としての公園運営を目指す。	○野球場、体育館（このはなアリーナ）を活用して、スポーツ振興、地域振興の役割を果たす。 ○県中部地域を代表する競技施設、また、小笠山総合運動公園（エコパ）にない施設については、県の拠点となる施設とする。 ○市街地の中の憩いの場として地域活動に取り組む。
遠州灘海浜公園（中田島北地区） (広域公園)	県西部地域における県民のスポーツ・レクリエーション需要に対応し、また、野鳥観察園等自然環境を生かした環境学習の場としての公園運営を目指す。	○県西部地域の代表的な球技場として、ラグビーやサッカーなど多目的な役割を果たす。 ○地域住民に健康増進やレクリエーションの場を提供する。 ○野鳥観察など自然とのふれあいを楽しむ機会を提供する。
愛鷹広域公園 (運動公園)	県東部地域を代表する野球場、多目的競技場を有する公園であり、当地域のスポーツの拠点として、また、自然と親しむ場としての公園運営を目指す。	○県東部地域のスポーツの拠点として、野球やサッカー、陸上、健康教室など多種多様な役割を果たす。 ○公園内の自然環境を生かした活動により、環境保全・環境学習の場を提供する。

都市公園名 (都市計画決定の種別)	公園の設置目的	役割、位置づけ
静岡県富士山こどもの国 (広域公園)	次代を担う子ども達が、富士山麓の雄大な自然の中で、友達や家族と元気にのびのびと遊ぶことを通じて、生命の貴さや自然の豊かさを学び、夢や冒険心を育むことができる場として、また、地域や利用者が交流できる場としての公園運営を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを中心に多様な人々が、創造性を発揮できるように自然環境を活かした魅力ある遊び場や体験場、広大な園内での多彩なイベント、プログラムなどを提供する。 ○富士山の麓の恵まれた自然により、多世代の来園者を対象に植物や野鳥など環境学習が楽しめる公園を目指す。 ○宿泊施設を保有し、ゆっくり公園を堪能できる環境から、利用者による公園の情報発信や施設運営側のPR時には富士山の魅力も一緒に発信してもらう体制をつくる。
小笠山総合運動公園 (広域公園)	サッカーやラグビーのワールドカップ、国体の主会場の実績があるトップレベルの競技施設を活かして、「本県スポーツの殿堂」とするとともに、健康づくり、文化・レクリエーション及び自然と親しむ場としての公園運営を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡スタジアム・エコパアリーナは、県のスポーツの主拠点として国際・全国規模の競技大会を誘致、開催するとともに、大型コンサートをはじめとする大規模文化イベント会場としての利用も図る。 ○複数の芝生広場、グラウンドは、各種スポーツ利用等による県民の健康増進やレクリエーションの場として提供する。 ○森林エリアは、小笠山の豊かな自然との触れ合いや散策を楽しむ機会を提供する。
吉田公園 (総合公園)	花や緑に親しみながらレクリエーションや憩いの場として、誰もが安心して利用できる場を目指し、新しいスタイルの県民参加の公園運営を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ○志太・榛原地域における県民の憩いの場として確立する。 ○身近な花や緑など自然に親しむ場を提供する。 ○県民参加による公園の管理運営の場とする。
浜名湖ガーデンパーク (広域公園)	浜名湖の恵まれた水辺環境や景観を生かし、多様なレクリエーションの場を提供するとともに、浜名湖花博の資産を継承し、園芸や庭園等の文化の国内外に向けた発信・活動の場となる公園として、幅広い世代に愛される公園を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ○花・緑・水・庭と触れ合える、憩い・やすらぎの場を提供し、「暮らし」における公園の素晴らしさを伝える。 ○幅広い世代が楽しめるレクリエーションや交流の場とする。 ○利用者が浜名湖の魅力を発信するコンテンツとして活用できる位置づけの公園となる。 ○県民参加による公園の管理運営の場とする。

3 マネジメント項目

基本構想の目的である「利用の増進」、「利用者満足度の向上」、「効率的で効果的な運営」、「安心・安全・快適の確保」、「運営の健全化推進」を実現し、各公園がその設置目的に沿った役割を果たしているかを統一した基準で評価するため、マネジメント項目を次のとおりとし、基本計画に反映させる。

公園の設置目的に沿ったイベント実施

公園ごと、その設置目的、立地、施設の種類によって、特色のあるイベントを開催しているか、公園に求めるニーズの把握に努め、開催イベントの新規性・継続性を柔軟的に見直しができているかを評価する。

地域連携・住民参加の推進

地域に開かれた公園運営を行うため、地元市町や地域の各種団体、企業との連携により、利用者を含めたまちづくりの核としての公園の価値を高め、ステークホルダーとの関係性向上を図り、地域の発展に貢献しているかを評価する。

利用者サービスの向上

利用しやすい公園として、デジタル技術も活用し新しい取り組みで利用者の求めるサービスの情報収集や情報発信を行うとともに、マスメディア、チラシ、パンフレット発行など今までの方法による公園の魅力の発信も取り組む。
また、施設利用環境のハード面、及びソフト面のサービス向上を推進しているかを評価する。

安全・安心・快適の提供

多くの人々が安全に、安心して快適に公園施設や園地を活用できるよう、施設運営や事業実施時には、リスクマネジメント、またバリアフリーを考慮して取り組んでいるかを評価する。

4 「県」と「指定管理者」の役割

基本構想の目的及び各公園の設置目的を実現し、各公園がその役割を果たすための各公園の戦略、機能、戦術という具体的方策を基本計画で定めていくにあたり、指定管理者制度による公園管理において、県営施設管理者である県と、管理運営者である指定管理者の役割を意識して取り組む必要がある。

県は、各公園の経営方針を指定管理者応募時に提示する。指定管理者は、県が提示した内容を履行する事業計画と、さらによりよい施設運営をするべく独自の取り組みを含めて提案を示した上で、県が指定管理者を選定し、指定する。

以後、静岡県は、必要な事業報告等を求め、指定管理者の指定管理業務や自主事業の実施内容をチェックし、適正な施設運営を行っているか管理するとともに、指定管理者は、県の方針に基づき、業務を遂行する。

それぞれの役割を果たすことで、基本構想の目的の達成を目指し、公園の設置目的を実現していく。

施設の維持管理の面では、県は、「静岡県公園施設長寿命化計画」に基づき、7つの県営都市公園を中長期的な観点から、効率的に整備・維持補修していく「公園施設中期維持保全計画」を策定し、適切に大規模な修繕や施設更新を執行する役割を担う。

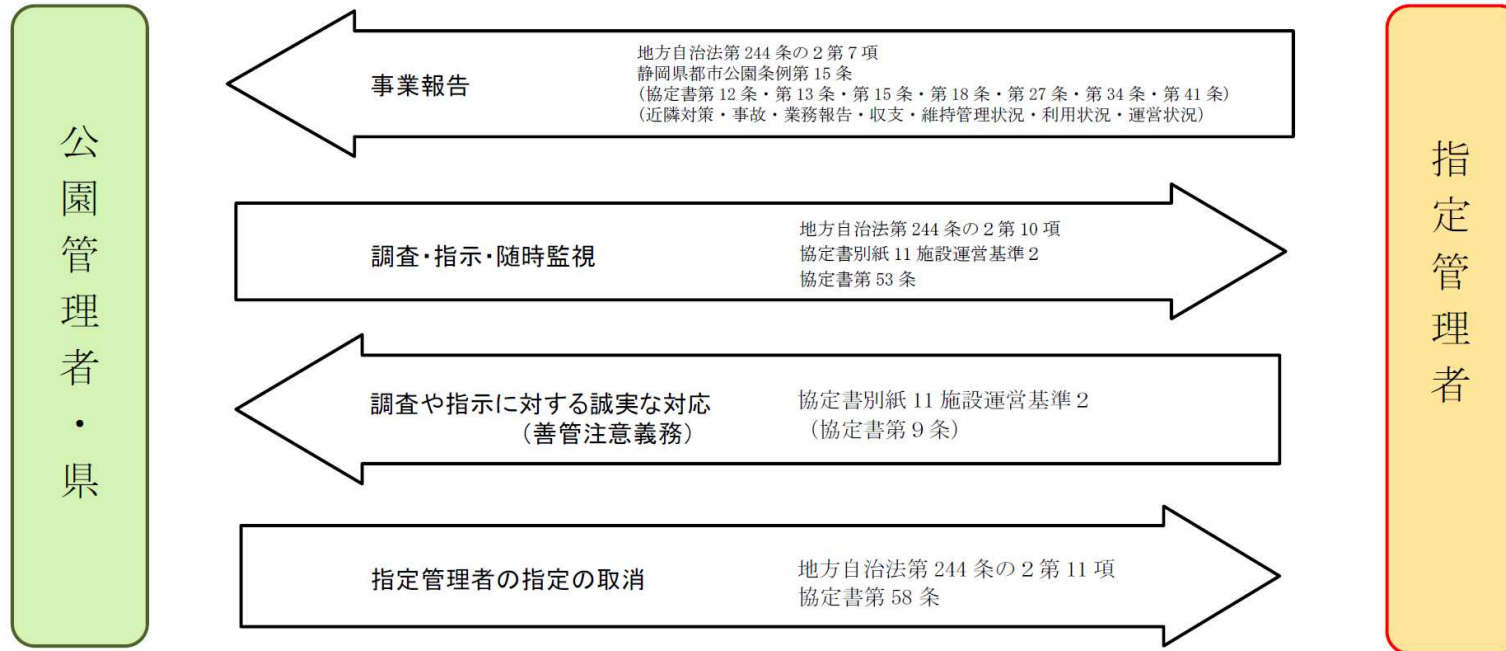
指定管理者は、小規模な日常的な修繕や緊急性が高い修繕を実施するなど、長寿命化の観点からの補修に努める役割を担い、公園の運営や施設の維持補修の方針を決定する県に対して、円滑な施工に協力するとともに、公園を直接管理している現場からの助言等行う。これらの取り組みにより、県と指定管理者は、協力して公園の安全・安心・快適を確保する役割を担う。

基本計画の作成・推進	ア 県の役割	基本計画に沿った公園運営	イ 指定管理者の役割
<p><u>戦略、機能、戦術の提示、パークマネジメントカルの進捗管理業務仕様の指定</u> 協定書、募集要項において業務仕様、管理水準を提示 事業計画の承認、業務内容の確認、指定管理者の指導 <u>整備・維持補修方針の決定及び予算の確保及び執行</u> 長寿命化計画の推進 公園施設の整備、大規模修繕等の資本的支出に当たる施設・設備の工事等 <u>安全・安心・快適の提供</u> 指定管理者と協力して安全・安心な公園を利用者に提供 <u>公園の周知・PR</u> 県庁内の各課・関係部署、関係機関への広報、PRと効果的な情報発信戦略のための情報収集</p>		<p><u>指定管理者に応募時に、戦術等の具体的な業務内容を明示</u> 指定管理者に指定後は、パークマネジメントカル等事業計画で提示し実行 <u>協定書の業務水準の確保、応募時提案の実行</u> 日常の施設管理、保守点検、植栽管理等を各基準に基づいて実施 応募時の提案書に記載した業務及び自主事業の実施 <u>施設の維持修繕、安全・安心・快適の提供</u> 維持費的な修繕(施設・設備の小規模・緊急の修繕) 必要な維持修繕や備品について県に報告、協議 <u>指定管理者からの県への提言、フィードバック</u> 指定管理業務を通じて、公園の設置目的を実現するために必要である事項の県への提案・助言 <u>公園の魅力の発信、公園に求める意見の収集</u> 各公園の魅力、イベント開催情報の発信など</p>	

<参考図>

静岡県都市公園における公園管理者(静岡県)と指定管理者

1 公園管理者(静岡県)と指定管理者の関係



2 法令に基づく役割分担

業 務	根拠法令	公園管理者	指定管理者
① 公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理並びに工作物その他の物件又は施設による占用の許可	都市公園法 法第5条第2項、第7条第1項、第2項	●	
② 許可の取消し、その効力の停止又はその条件の変更	法第27条第1項	●	
③ 公園における募金、興行、広告物の提出等の行為に係る許可又は変更許可及びこれらの許可に係る条件の付与	静岡県 条例第3条第1項、第3項、第5項		●
④ 供用日又は供用時間の変更	都市公園 条例第6条の3第2項ただし書		●
⑤ 有料公園又は有料公園施設の利用の承認	条例 条例第6条の3第3項		●
⑥ 利用の承認に係る条件の付与	第8条の7 条例第6条の3第4項		●
⑦ ③から⑥までの許可若しくは承認の取消し、その効力の停止又はその条件の変更	及び 条例第8条の5第1項		●
⑧ 公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理並びに工作物その他の物件又は施設による占用の許可に係る使用料の徴収に関する業務	別表第3 法第5条第1項、第6条第1項、第3項		●

※④については知事の承認が必要